#### 浜田市旭温泉あさひ荘指定管理業務仕様書

#### 1 趣旨

この仕様書は、浜田市旭温泉あさひ荘(以下「あさひ荘」という。)の指定管理者が行う業務(以下「指定管理業務」という。)の内容及びその範囲について定める。

#### 2 施設の目的及び事業

(1) 施設の目的

旭温泉を活用し、憩いの場及び交流の場を提供することにより、市民の心身の健康の 増進を図るとともに、交流人口の拡大による地域経済の活性化に寄与する。

#### (2) 事業

- ① 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第1条第1項に規定する公衆浴場の提供にかかる事業
- ② 休憩の場の提供にかかる事業
- ③ 浜田市(以下「市」という。)の観光資源、特産品等に関する情報の提供にかかる 事業
- ④ その他あさひ荘の設置目的を達成するために必要な事業

#### 3 管理運営の基本的な考え方

- (1) 自らの知識、経験、能力及び創意工夫を十分に発揮し、あさひ荘の目的及び特性をふまえた事業を積極的に行うとともに、質の高いサービスの提供に心がけること。
- (2) 地域資源の優先的な活用を図り、地域住民の福祉の向上、経済の活性化、就業の場の 提供及び地域情報の発信に努めること。
- (3) 公の施設であることを常に認識し公平な運営を行い、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (4) 地域との協調を図るとともに、環境への負荷の軽減に努めること。

#### 4 開館時間及び休館日

(1) 開館時間(浜田市旭温泉あさひ荘条例(以下「条例」という。)第6条に規定すると おり)

本館及び休憩棟 午前9時から午後8時まで

- (2) 休館日(条例第7条に規定するとおり)
  - ① 毎週水曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、当該休日後の直近の日曜日、土曜日及び休日でない日)
  - ② 12月31日及び1月1日
- ※指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て開館時間及び休館日を変 更することができる。

## 5 関係法令等の遵守

あさひ荘の管理運営にあたっては、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)及び同治法施行令(昭和22年政令第16号)
- (2) 消防法 (昭和23年法律第186号)
- (3) 労働基準法(昭和22年法律第49号)ほか労働関係法令
- (4) 温泉法(昭和23年法律第125号)
- (5) 公衆浴場法 (昭和 23 年法律第 139 号)
- (6) 公衆浴場法施行条例(昭和23年島根県条例第72号)
- (7) 浜田市旭温泉あさひ荘条例(平成25年浜田市条例第38号)
- (8) 浜田市旭温泉あさひ荘条例施行規則(平成25年浜田市規則第28号)
- (9) 浜田市温泉事業条例(平成17年条例第218号)
- (10) 浜田市温泉事業条例施行規則(平成17年規則第157号)
- (11) 浜田市公の施設の指定管理の指定の手続等に関する条例(平成17年条例第73号)及び同条例施行規則(平成17年規則第63号)
- (12) 浜田市個人情報保護条例(平成17年浜田市条例第21号)及び同条例施行規則(平成17年浜田市規則第14号)
- (13) 浜田市情報公開条例(平成17年浜田市条例第20号)
- (14) 浜田市税条例(平成17年浜田市条例67号)
- (15) 浜田市暴力団排除条例(平成24年浜田市条例第10号)
- (16) 浜田市敬老入浴券贈呈事業実施要綱(平成30年告示第49号)
- (17) その他管理運営に適用される法令

#### 6 業務の内容

- (1) 施設、設備又は器具(以下「施設等」という。)の利用の許可に関する業務
  - ① 利用許可(条例第8条)

施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

② 利用の制限(条例第9条)

指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

- ア 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
- イ 利用者が条例に違反したとき。
- ウ 利用者が偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- エ 前ア~ウに掲げる場合のほか、あさひ荘の管理上特に必要と認められるとき。
- ③ 特別設備等の制限(条例第10条)

利用者は、施設等に特別の設備をし、又は器具等を搬入して利用するときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

## ④ 利用者サービスの提供等

- ア 施設等を快適に利用できるよう適切な案内(電話対応を含む)に努めること。
- イ 年少者、高齢者、障がい者等へ適切な配慮を提供すること。
- ウ 利用者からの要望や苦情等には、迅速かつ適切に対応し、速やかに市に報告する こと。

### (2) 施設等の維持管理業務

#### ① 清掃及び環境整備

- ア 施設内を常に清潔に保つため、日常的に随時清掃を行うこと。また、衛生消耗品 類については、常に補充された状態にすること。
- イ 床洗浄ワックス塗布、窓ガラス清掃等日常的に行うことが困難な清掃業務については、利用者の頻度等に応じて定期的に清掃を行うこと。
- ウ 常に良好な環境及び美観が保たれるよう、敷地内の清掃、植栽の管理及び環境整備(植木の剪定並びに雑木雑草の除草及び除去を含む。)を行うこと。
- エ 屋外広告物については、適切に保守を行うこと。

#### ② 附属設備、備品及び器具類の保守点検

- ア 附属設備、備品及び器具類については、常に正常に使用できるよう定期的に点検を行い、適切な保守に努めること。
- イ 法令又は専門的な保守点検については、専門業者等へ委託して実施するなど、安全性、確実性及び経済性に配慮すること。

#### ③ 施設の点検及び修繕

- ア 施設の点検を定期的に実施し、雨漏りや壁のひび割れ等、管理する上で重大な不 具合を発見したときは、速やかに市に報告すること。
- イ 発見した不具合については、必要に応じて市と協議の上、管理運営に支障を来た さないように適切に修繕すること。
- ウ 施設内の設備が故障したときは、必要に応じて市に報告するとともに、管理運営 に支障を来たさないよう適切に修繕すること。

#### ④ 浴場の維持管理

- ア 浴槽の管理にあたっては、公衆浴場法、公衆浴場法施行条例をはじめとする公衆 浴場に関する法令等を遵守し、適切な浴室の衛生管理を行うこと。
- イレジオネラ症防止対策を行うこと。
- ウ 温泉水を加温及び給湯するために使用する熱源は、木質チップボイラを主とする こと。

#### (3) 保安警備業務

① 巡回

施設内外を定期的に巡回し、利用者が安心して利用できるよう防犯及び防火に努めること。

#### ② 警備

ア 部外者の出入りの状況を確認し、不審者の発見及び侵入阻止等を適切に行うこと。 イ 開館時間外は、施設の戸締りや施錠を行うこと。

#### (4) 物品の管理業務

#### ① 備品の管理

ア 市が所有する備品については、指定管理者に無償で貸与する。

- イ 市が所有する備品については、形状の変更、館外への持ち出し、又は第三者に貸 与若しくは譲渡を行うことはできない。また、施設内においても保管場所を移動し た場合は、閉館時には元の場所へ戻すこと。ただし、市の許可を受けた場合を除く。
- ウ 市が貸与した備品の買換えが必要なとき、本来の利用目的に供することができなくなったと認められるとき、又は亡失のあったときは、直ちに市へ報告すること。
- エ 指定管理者が指定管理料及び利用料金収入により購入した備品については、市に報告するとともに、市が所有する備品と明確に区分できるように管理すること。
- オ 各年度終了後に備品の現在高を報告すること。また、指定期間中において市が必要と認めた場合も同様とする。このとき、指定期間中に亡失の報告がなく、確認できない備品があった場合は、別途協議し、指定管理者の責めに期するものと判断されるときは、指定管理者が補填すること。
- カ 管理運営上、必要となるリース物品については、指定管理者の負担とする。
- ※備品とは、その性質、形状を変えることなく比較的長期間にわたって使用に耐える ものをいう。

#### ② 消耗品の管理

ア 消耗品については、指定管理者において調達すること。

- イ 指定期間満了に伴う消耗品の引継ぎ等が必要な場合は、現指定管理者と次期指定 管理者との間で協議すること。
- ③ 指定管理者による設備、器具類の設置

指定管理業務に必要な設備及び器具類を調達(リース契約によるものを含む。)し、 設置することができる。この場合において当該設備又は器具類が施設等に固定するも の若しくは施設等の原状変更を伴うものであるときは、施設等の外観、規格、機能等 に変更のない小規模なものを除き、あらかじめ市の承認を得ること。

#### (5) 利用料金に関する業務

- ① 利用料金の設定等
  - ア 利用料金の額と、利用料金の減額及び免除については、書面で市に申請し、市の 承認を得て基準を設定すること。
  - イ 現行よりも高い利用料金を設定する場合は、その利用料金を適用する最初の利用 日までに一定の周知期間を設けることとし、その期間は市と協議して設定すること。
- ② 利用料金の徴収

指定管理者は、指定管理者が認める場合を除いて、利用者から利用開始前に利用料金を徴収すること。また、利用料金の減免及び還付など関連する業務を行うこと。

③ 利用料金の管理

利用者から徴収した利用料金については、帳簿を作成して適正に管理すること。

#### (6) 利用促進に関する業務

① 広報活動

ア ホームページの開設及び更新を行い、施設の魅力や最新の情報を広く発信し、利 用促進に努めること。

イ 誘致活動やイベントなど利用者増等に向けた取り組みを実施すること。

② 利用者ニーズ等の把握

利用者ニーズに応じたサービスを提供するため、アンケートを実施し、利用者のニーズ、苦情等の把握を行うこと。

#### (7) 自主事業に関する業務

- ① 指定管理者は、あさひ荘の設置目的に合致し、かつ、指定管理業務の実施に支障のない範囲において、自己の責任と費用により、本施設において自主事業を行うことができる。
- ② 自主事業の実施にあたっては、事前に市と協議すること。
- ③ 自主事業を実施したときは、その内容及び収支等について市に報告すること。また、 指定管理者が行う自主事業の性質が施設の目的外の利用となる場合は、市に対して別 途行政財産の用途又は目的外の使用の許可を得ること。
- (8) 保険への加入

指定管理者は、指定管理業務のあたり、自らのリスクに対する適切な範囲内で保険等に加入すること。参考までに、前指定管理者が加入していた保険は次のとおりである。

①施設の管理、業務の遂行上の賠償責任(施設事故)

人身事故	1事故につき	1億円
------	--------	-----

- (9) 事務処理に係る業務
  - 庶務事務
    - ア 施設の管理状況を把握するため、施設管理簿及び関係資料を作成し保管すること。
    - イ 業務の実施状況を把握するため、業務報告書及び関係資料を作成し保管すること。
    - ウ 次の許可については、法令等の規定に基づき適切に届出等を行うこと。
      - (ア)公衆浴場法に基づく営業許可
      - (イ)温泉法に基づく温泉利用許可
      - (ウ)その他業務の実施に当たり必要となる許可
    - エ その他指定管理業務に必要となる事務については適切に処理すること。
  - ② 経理事務
    - ア 指定管理業務に係る経費及び収入は、指定管理者が行っている他の事業と区別し、 明確にすること。
    - イ 管理運営費の収支状況を常に把握し、市の求めに応じていつでも開示できるよう 管理簿等の必要な書類を作成し、関係書類と合わせて保管すること。
    - ウ 経費の執行については、予算費目ごとに管理、執行することとし、関係法令等に 基づいて適切に行うこと。

#### 7 組織・運営体制

- (1) 体制整備
  - ① 管理運営に支障がないよう従業員を配置し勤務体制を整備するとともに、不測の事態に備えて代替の従業員の確保に努めること。
    - ※施設管理等に関する専門業務について、委託に拠らずに施設従業員が担当する場合 は、各種法令に基づき当該業務に必要な有資格者を配置すること。
  - ② 館長1名を配置すること。
  - ③ 管理監督的な地位にある者で防火管理者の資格を有する者を必ず配置し、その者の氏名を報告すること。ただし、適正に防火管理業務が行える場合は、本社(部)等の社員を防火管理者とすることができる。防火管理者を変更した場合は速やかに改定し、報告すること。
- (2) 従業員の雇用
  - ① 従業員の雇用にあたっては、積極的な地元市民の雇用に努めること。
  - ② 現在、あさひ荘で雇用されている従業員については、継続雇用の希望の有無を確認し、可能な範囲で継続雇用に配慮すること。
- (3) 研修の実施

従業員の資質の向上、管理運営に必要な知識と技術の習得等を目的とした研修の実施 に努めること。

(4) 法令遵守

全ての従業員の勤務形態等について、労働基準法、労働安全衛生法等労働関係法令を 遵守すること。

#### 8 業務報告及び調査等

(1) 事業計画書の提出

翌年度の管理運営に関する事業計画書を作成し、市が指定する期日までに市へ提出すること。

- (2) 事業報告書の提出
  - ① 毎年度終了後の5月末日までに事業報告書を作成し市に提出すること。ただし、修 繕費の精算に必要となる書類は、毎年度終了後の4月末日までに提出すること。
  - ② 事業報告書に記載する主な内容は次のとおりとする。
    - ア 指定管理業務の実施状況
    - イ 施設等の利用状況
    - ウ 利用料金等の収入状況
    - エ 管理運営費の収支・決算状況
    - オ 自主事業の実施状況
    - カ その他必要な事項

#### (3) 月次報告書類の提出

- ① 毎月、「月別利用状況等報告書」を作成し、翌月20日までに市へ提出すること。
- ② 「月別利用状況等報告書」に記載する主な内容は次のとおりとする。
  - ア 施設等の利用状況及び利用料金等の収入実績
  - イ 施設等の管理状況
  - ウ その他必要な事項

#### (4) その他の報告

- ① 「公共施設エネルギー使用状況調査」を毎年作成し、市が別に指定する日までに市 へ提出すること。
- ② 次に掲げる事項について変更があるときは、速やかに市へ報告すること。
  - ア 指定管理者に係る重要事項(名称、所在地、約款、代表者等)
  - イ 指定管理業務に従事する従業員の構成及び組織体制

#### (5) 点検及び調査等

- ① 経営状況、管理状況、利用状況等の報告については、市の求めに応じ、直ちに報告すること。
- ② 市は、必要に応じて業務の点検及び実地調査を行い、適切に業務が行われていると認められない場合又は利用者が施設を利用する上で明らかに利便性を欠く場合は、指定管理者に対して改善の指示を行うことがある。
- ③ 市は、指定管理者が上記②の指示に従わないとき、又は指示によっても業務内容に 改善が見られないと認められるときは、指定管理者の指定の取り消し、又は期間を定 めて業務の全部又は一部の停止を命ずることがある。
- ④ 指定管理者は、市が実施するモニタリングに対し、誠実に対応すること。
- ⑤ 市は、業務点検の結果を公表することがある。
- ⑥ 事業報告書及び管理に関する帳票等は常に整理し、5年間保存すること。

#### 9 災害等への対策及び安全確保

自然災害、人為災害、事故等のあらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態については、 次のとおり対応すること。

#### (1) 予防対策

- ① 危機管理体制を整備するとともに、各種マニュアルを作成し、従業員へ周知すすること。
- ② 各種研修や訓練を行い、従業員が適切に対応できるよう指導すること。
- ③ 消火訓練、避難訓練を適宜実施し、消防署から指摘があった場合は、ただちに改善すること。
- ④ その他想定される予防対策として必要な措置を講じること。

#### (2) 発生時の対応

- ① 利用者の安全を確保するため、避難誘導や負傷者・急病人の対応等適切な措置を遅滞なく講じること。
- ② 事故、災害等に対する適切な処置を行った上で、速やかに市に状況を報告すること。 また、警察署、消防署等の関係機関へ適切に通報すること。
- ③ 再発防止のため、災害等の原因を調査し、市及び関係機関と連携して必要な対策を 講じること。
- ④ 市又は指定管理者に損害、損失又は追加費用が発生する恐れがあるときは、発生する損害、損失及び増加費用が最小限となるよう努めるとともに、速やかに市に報告すること。

#### (3) 避難所の開設

- ① あさひ荘は一時避難所として指定されているため、市が必要とするときは、協定外の時間帯であっても、市の要請に応じ緊急の開錠、施設等の利用調整を含め避難所開設に協力すること。
- ② 避難所開設にあたり、既に行っている利用許可を取り消す場合があるため、これにより管理経費が協定額を超えるときは、募集要項中、「7リスク・責任分担に関する事項」の分担表項目「不可抗力」に基づいて協議するものとする。ただし、市又は指定管理者が締結した保険契約その他によりてん補されるものがあるときは、当該てん補される金額相当分については、負担には含まないものとする。

#### 10 指定期間終了による業務引継ぎ等

- (1) 業務の引き継ぎ
  - ① 指定期間終了後は、次期指定管理者が円滑かつ支障なくあさひ荘を運営できるよう 業務を引き継ぐこと。
  - ② 次期指定管理者へ業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。特に、施設の利用予約に関しては遺漏がないよう十分に留意すること。
  - ③ 引継ぎの方法や日程等については、市及び指定管理者の協議により決定すること。
  - ④ 上記①~③については、指定管理者の指定の取消等により業務を引き継ぐ場合も同様とする。

### (2) 原状回復

- ① 指定期間が終了した場合、又は指定が取り消された場合は、市の指示に従って施設等の原状回復をすること。
- ② 指定管理者が設置した設備及び器具類は撤去すること。ただし、市が指示し又は認めるときは、この限りではない。
- ③ 指定管理者の負担により行った施設等の原状変更又は設備及び器具類の設置については、市が指示し、又は協議で定める場合を除き、市に帰属するものとし、指定管理者は、将来にわたりその権利を主張しないこと。

#### 11 業務の継続が困難となった場合の措置

- (1) 指定管理者は、業務の継続が困難となった場合、又はその恐れが生じた場合は、速やかに市に報告しなければならない。
- (2) 指定管理者の財政状況が著しく悪化するなど、指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難と認められる場合には、市は、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定の取り消しを命ずる場合がある。
- (3) 指定管理者は、上記(2)による指定の取り消し、又は業務の全部又は一部の停止により生じた損害を市に賠償しなければならない。
- (4) 不可抗力やその他市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合は、市と指定管理者はで協議の上、業務継続の可否等について決定すること。
- (5) 指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、市に対して指定の取り消し、又は指定管理業務の停止を申し出ることができる。
  - ① 市が協定書又はこの仕様書の規定を履行せず、又は違反したとき。
  - ② 市の責めに帰すべき事由により、指定管理者が損害又は損失を被り、業務の継続が 困難になったとき。
- (6) 市は、指定の取り消し、又は指定管理業務の停止の申出を受けたときは、必要に応じて指定管理者と協議し、その処置を決定する。

#### 12 情報の取扱い等

情報の取扱いについては次のとおりとし、指定管理者でなくなった場合も同様に取り扱うこと。

#### (1) 情報公開

- ① 公共施設であることを認識し、浜田市情報公開条例の趣旨に則って、管理運営の透明性を高めるよう努めること。
- ② 文書の開示等情報公開については、浜田市情報公開条例に準じて行うこと。
- ③ 閲覧等の請求があったときは、個人の情報がみだりに公にならないよう最大限に配慮した上でこれに応じること。
- ④ 指定管理業務にあたって、作成し又は取得した文書は、適正な管理、保存を行うこと。
- ⑤ 指定管理者又は指定管理業務の全部又は一部に従事する者は、業務上知り得た秘密 及び市の行政事務等で一般に公開されていない事項については、外部に漏らし、又は 他の目的に使用しないこと。

#### (2) 個人情報保護

- ① 指定管理業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、浜田市個人情報保護条例及びその他関係法令等の規定を遵守すること。
- ② 浜田市個人情報保護条例を遵守するよう従業員に周知、徹底を図り、個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故を防止し、かつ、適切な管理を行うために必要な措置を講じること。

#### 13 その他留意事項

- (1) 行政財産の目的外使用
  - ① 法第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の目的外使用の許可については、市が行うこと。
  - ② 市が、あさひ荘において行政財産の目的外使用を許可している団体等に対しては、 必要に応じて連絡、調整の上、適切な管理運営を行うこと。
- (2) 市政策への協力等
  - ① 市が実施する新たな施策、条例及び規則の改正、調査、施設の現状変更等にあたり、 指定管理者の協力が不可欠と認めるときは、市の要請に迅速かつ誠実に対応すること。
  - ② 市が主催し、あさひ荘で行う事業等には積極的に協力すること。
  - ③ 行政刊行物や類似公共施設のチラシの配置及びポスター掲示等に協力すること。
- (3) 関係団体等との連携
  - ① 地域住民の福祉の向上や地域振興など施設設置目的に沿った管理運営を行うため、 地域住民及び関係機関、組織団体等との連携を図ること。
  - ② 旭温泉旅館組合へ加入すること。加入に伴う費用は、指定管理者が負担すること。

#### (4) 環境への配慮

- ① 汚濁水、排煙、悪臭、騒音等の発生を防止するため必要な措置を講じ、地域の自然 及び生活環境の保全に万全を期すこと。
- ② 施設から発生する廃棄物の抑制に努めること。また、市のルールに従って適切に分別し、市が構築する回収ルート等を活用して、可能な限り資源化する取組みを推進すること。
- ③ 廃棄物等は、関係法令等に従い適切に処理すること。
- (5) 日帰り入湯税の課税免除

入湯料金が 1,000 円以下の日帰り入浴客については、平成 31 年 4 月から入湯税の課税免除の対象者になるため、次の点に留意すること。

現在、本施設は奢侈性が希薄であることから入湯税を免除されているため、地元産品等を除く物品販売や食事の提供等を制限していたが、今後はあさひ荘の設置目的に合致し、かつ、指定管理業務の実施に支障のない範囲において可とする。

#### (6) その他

- ① 指定管理者が施設の管理運営にかかる各種規定、要綱等を作成する場合は、市と協議すること。
- ② 各種規程がない場合は、市の諸規程に準じて、あるいはその精神に基づき業務を実施すること。

#### 14 協議

この仕様書に定めのない事項並びに指定管理業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と指定管理者が誠意を持って協議し、決定すること。

## 15 添付書類

- (1) 浜田市旭温泉あさひ荘 物件一覧及び関係図面 [別紙 1-1・1-2] ※図面の閲覧を希望される場合は、浜田市旭支所産業建設課へお越しください。
- (2) 浜田市旭温泉あさひ荘 利用人数及び決算状況 [別紙 2]
- (3) 浜田市旭温泉あさひ荘 備品リスト [別紙3]
- (4) 浜田市旭温泉あさひ荘 修繕及び工事実施状況 [別紙 4]
- (5) 浜田市旭温泉あさひ荘 委託及び賃貸借契約一覧 [別紙 5]
- (6) 温泉分析書〔別紙 6〕

## 浜田市旭温泉あさひ荘 物件一覧

#### 1 土地 (1筆)

浜田市旭町木田 954 番 3 3,578.00 ㎡

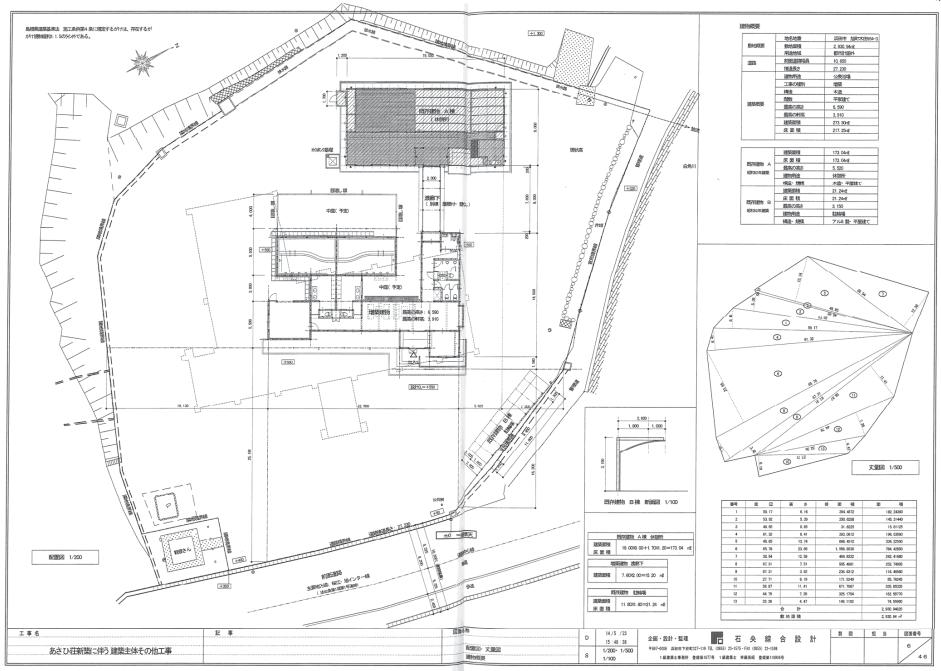
うち建物敷地(駐輪場を含む) 520.71 ㎡ 駐車場他 3,057.29 ㎡

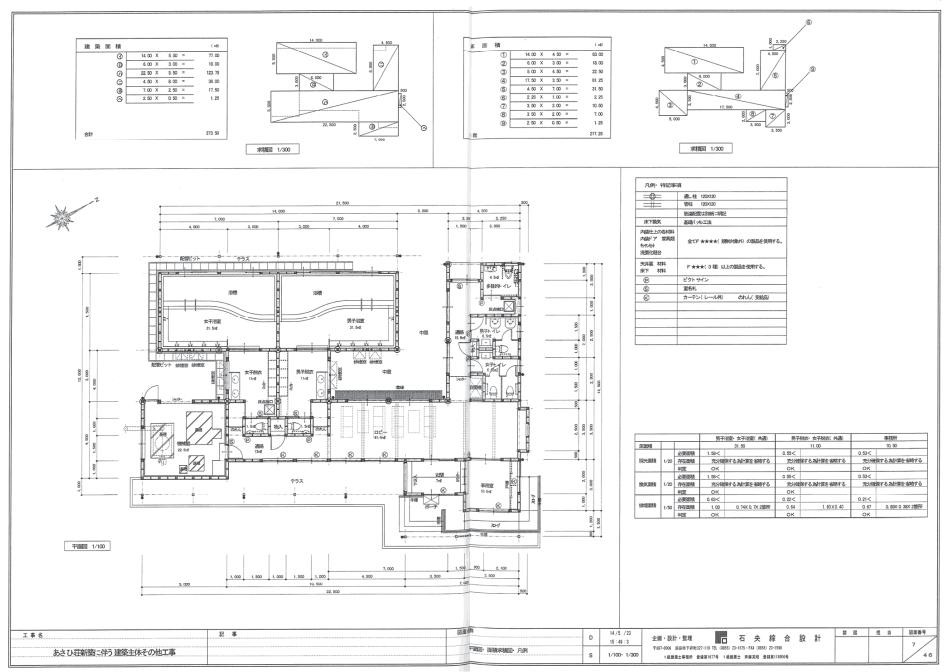
## 2 建物

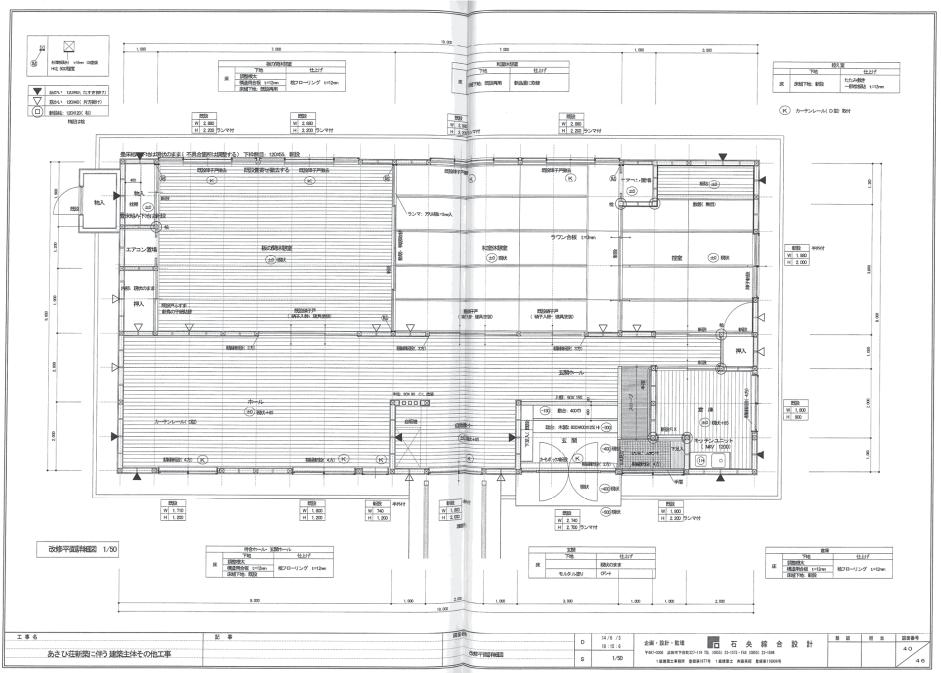
- (1) 所在地 浜田市旭町木田 954 番地 3
- (2) 建物の内容
  - ① 本館 木造平家建て(平成 26 年建築) 217.25 ㎡ 玄関、事務室、ロビー、廊下、機械室、男女脱衣室、男女脱衣室トイレ、男女浴室、男女トイレ、多目的トイレ
  - ② 休憩棟 木造平家建て(平成26年改築) 173.04㎡玄関、廊下、ホール、休憩室3室(和室8畳、和室17.5畳、洋室17.5畳)、倉庫
  - ③ 渡り廊下 屋根付き壁なし(平成26年建築) 15.20㎡

#### 3 付帯施設

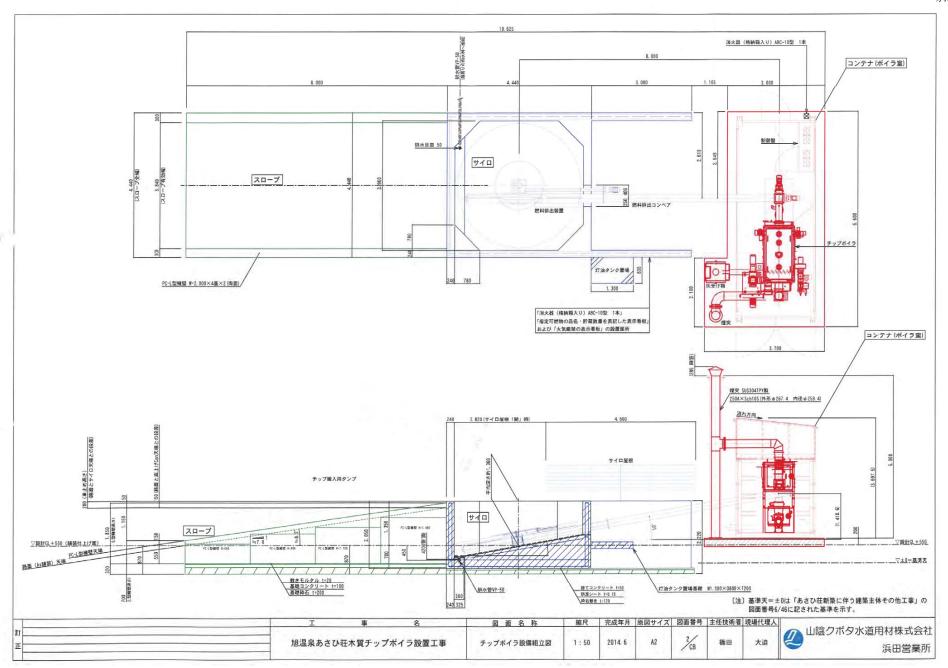
- (1) 駐輪場 アルミ製平家建て(平成11年建築) 21.24 m<sup>2</sup>
- (2) 木質チップボイラ及びサイロ・スロープ 93.98 ㎡
- (3) 中庭(本館浴室側、本館ロビー側)
- (4) 駐車場 10台







別紙 1-2



## 平成26年度 浜田市旭温泉あさひ荘 利用人数及び決算状況

[別紙2]

			1		1	1			1					(単位:人)
	科目名	4月	5月	6月	7月	8月(※3)	9月(※4)	10月(※4)	11月	12月	1月	2月	3月(※4)	合計
	日帰り入浴	0	0	0	0	3,682	687	0	1,386	1,503	1,765	1,718	317	11,058
_														
	科目名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	指定管理料	0	0	0	0	1,200,000	0	0	0	1,200,000	0	0	0	2,400,000
収	入浴料(※1)	0	0	0	0	1,500,040	258,920	28,182	539,800	596,600	708,880	647,400	108,000	4,387,822
入	入浴割引(※2)	0	0	0	0	<b>▲</b> 161,600	<b>▲</b> 26,450	<b>▲</b> 28,182	<b>▲</b> 88,272	<b>▲</b> 70,500	<b>▲</b> 85,200	<b>▲</b> 74,550	<b>▲</b> 12,050	<b>▲</b> 546,804
項目	使用料	0	0	0	0	2,900	3,500	0	12,100	6,400	7,450	8,600	600	41,550
	物販収入	0	0	0	0	98,570	15,540	0	42,510	36,620	40,580	34,110	8,320	276,250
	雑収入	0	0	0	0	30,000	40,430	28,202	11,945	67,039	26,141	42,437	100,801	346,995
	収入合計(A)	0	0	0	0	2,669,910	291,940	28,202	518,083	1,836,159	697,851	657,997	205,671	6,905,813
	給与	0	0	0	0	157,700	317,825	247,750	201,800	303,650	319,700	315,150	570,621	2,434,196
	法定福利費	0	0	0	0	24,684	0	0	0	0	0	19,256	0	43,940
	福利厚生費	0	0	0	0	0	0	0	0	4,000	5,400	0	0	9,400
	仕入	0	0	0	44,987	2,650	120,253	54,265	0	65,844	41,232	63,064	82,073	474,368
	租税公課	0	0	0	0	0	0	0	0	60,000	4,000	4,000	4,000	72,000
	水道光熱費	0	0	0	0	120,812	227,720	101,948	113,598	176,363	172,225	203,122	221,988	1,337,776
	燃料費	0	0	0	0	79,488	79,488	46,440	70,092	147,074	286,019	136,231	253,482	1,098,314
支	通信費	0	0	0	0	0	2,638	3,597	4,426	442	3,825	3,776	8,022	26,726
出項	広告宣伝費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	79,920	0	0	79,920
目	接待交際費	0	0	0	3,901	0	0	0	0	0	0	0	0	3,901
	損害保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44,300	0	44,300
	修繕費	0	0	0	10,400	20,520	0	0	0	0	0	3,780	292,044	326,744
	消耗品費	0	0	0	44,598	82,146	118,241	30,560	0	27,731	33,048	22,380	49,260	407,964
	外注費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21,600	216,000	237,600
	支払手数料	0	0	0	0	7,824	1,296	1,134	5,556	1,674	1,296	7,986	8,248	35,014
	引当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	雑費	0	0	0	0	15,289	10,908	17,458	16,025	15,339	199,439	12,382	5,832	292,672
	支出合計(B)	0	0	0	103,886	511,113	878,369	503,152	411,497	802,117	1,146,104	857,027	1,711,570	6,924,835
Ī	区支合計(A-B)	0	0	0	<b>▲</b> 103,886	2,158,797	▲ 586,429	<b>▲</b> 474,950	106,586	1,034,042	<b>▲</b> 448,253	<b>▲</b> 199,030	<b>▲</b> 1,505,899	<b>▲</b> 19,022

<sup>※1</sup> 定期券、回数券、湯めぐりチケット含む ※2 条例及び規則に基づく減免

<sup>※3 8</sup>月より開館

<sup>※4</sup> 休館(9月11日~10月31日、3月6日~31日)

## 平成27年度 浜田市旭温泉あさひ荘 利用人数及び決算状況

〔別紙2〕

	科目名	4月(※3)	5月(※3)	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	(単位:人) 合計
	日帰り入浴	0	1,374	1,254	1,362	1,818	1,543	1,434	1,591	1,626	2,183	1,621	1,630	17,436
			'				'							
	科目名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	前年度繰越	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	<b>▲</b> 19,022
	指定管理料	0	0	1,800,000	0	0	0	1,800,000	0	▲ 900,000	900,000	0	0	3,600,000
収	入浴料(※1)	13,090	528,500	489,200	470,360	680,500	585,210	536,300	607,900	640,850	830,700	613,600	612,800	6,609,010
入	入浴割引(※2)	0	<b>▲</b> 432,050	<b>▲</b> 81,700	<b>▲</b> 61,900	<b>▲</b> 81,050	<b>▲</b> 63,350	<b>▲</b> 74,150	<b>▲</b> 84,300	<b>▲</b> 90,350	<b>▲</b> 111,300	<b>▲</b> 75,000	<b>▲</b> 74,250	<b>▲</b> 1,229,400
項目	使用料	0	2,500	5,700	800	1,400	2,800	3,050	8,050	56,000	5,250	1,300	4,100	90,950
	物販収入	0	28,000	25,750	40,540	92,010	42,320	30,890	28,020	27,260	46,600	35,706	38,200	435,296
	雑収入	73,367	2,680	52,607	16,382	27,044	44,446	19,208	30,547	83,592	35,515	65,673	237,822	688,883
	収入合計(A)	86,457	129,630	2,291,557	466,182	719,904	611,426	2,315,298	590,217	<b>▲</b> 182,648	1,706,765	641,279	818,672	10,175,717
	給与	4,354	258,450	291,200	333,350	333,000	329,850	331,250	339,650	263,750	256,075	294,850	958,322	3,994,101
	法定福利費	0	0	43	0	0	0	0	10,114	0	0	11,896	0	22,053
	福利厚生費	0	0	30,000	0	0	0	0	6,520	0	0	0	0	36,520
	仕入	0	13,284	78,112	43,884	70,801	91,456	55,250	25,312	107,753	23,867	112,378	137,777	759,874
	租税公課	4,000	4,000	4,000	44,000	14,000	14,000	14,000	68,000	14,000	14,000	14,000	14,000	222,000
	水道光熱費	66,563	93,409	142,863	170,995	150,710	200,742	136,028	194,010	124,446	147,883	213,779	227,090	1,868,518
	燃料費	0	0	67,392	166,795	107,827	97,686	159,408	149,299	135,302	174,517	176,600	307,153	1,541,979
支	通信費	5,412	25,495	3,572	4,061	3,920	4,670	4,189	4,323	4,393	3,625	3,390	7,994	75,044
出項	広告宣伝費	0	0	0	0	0	0	0	0	0		68,771	143,535	212,306
目	接待交際費	8,000	0	0	0	0	0	0	0	0	3,000	0		11,000
	損害保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44,570	5,000	49,570
	修繕費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	131,868	131,868
	消耗品費	4,527	13,628	40,515	10,011	51,529	19,149	11,833	155,181	114,063	32,604	56,825	218,025	727,890
	外注費	0	0	0	0	221,400	0	10,152	0	10,152	0	43,200	10,800	295,704
	支払手数料	0	5,772	1,134	756	7,230	1,890	6,864	11,857	7,410	5,914	23,304	7,160	79,291
	引当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	雑費	12,382	5,832	12,382	5,832	12,382	5,832	12,382	5,832	12,382	5,832	54,382	5,832	151,284
	支出合計(B)	105,238	419,870	671,213	779,684	972,799	765,275	741,356	970,098	793,651	667,317	1,117,945	2,174,556	10,179,002
Ī	反支合計(A-B)	<b>▲</b> 18,781	<b>▲</b> 290,240	1,620,344	<b>▲</b> 313,502	<b>▲</b> 252,895	<b>▲</b> 153,849	1,573,942	<b>▲</b> 379,881	<b>▲</b> 976,299	1,039,448	<b>▲</b> 476,666	<b>▲</b> 1,355,884	<b>▲</b> 3,285

<sup>※1</sup> 定期券、回数券、湯めぐりチケット含む※2 条例及び規則に基づく減免※3 休館(4月1日~5月15日)

## 平成28年度 浜田市旭温泉あさひ荘 利用人数及び決算状況

[別紙2]

	科目名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	日帰り入浴	1,727	1,920	1,336	1,753	2,207	1,627	1,685	1,575	1,852	2,176	1,672	1,828	21,358
	A = 6				_ 1			_			_	_	_	A =1
	科目名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	前年度繰越	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	<b>▲</b> 3,285
	指定管理料	1,800,000	0	0	0	0	0	1,800,000		▲ 900,000	900,000			3,600,000
収	入浴料(※1)	643,670	713,700	465,000	655,270	855,300	595,400	612,600	618,060	712,000	831,500	607,300	691,817	8,001,617
入	入浴割引(※2)	<b>▲</b> 75,950	<b>▲</b> 101,150	<b>▲</b> 76,650	<b>▲</b> 67,900	<b>▲</b> 94,100	<b>▲</b> 65,950	<b>▲</b> 68,050	▲ 80,900	<b>▲</b> 89,400	<b>▲</b> 94,850	<b>▲</b> 76,800	<b>▲</b> 82,150	<b>▲</b> 973,850
項目	使用料	23,255	4,100	6,100	10,700	14,100	1,900	16,600	1,900	1,900	56,300	1,000	13,650	151,505
	物販収入	51,308	76,248	44,268	62,556	86,719	88,412	55,426	52,797	53,687	84,125	33,420	106,516	795,482
	雑収入	46,384	27,045	509,049	36,833	34,376	77,272	33,173	22,186	21,411	26,383	32,191	65,296	931,599
	収入合計(A)	2,488,667	719,943	947,767	697,459	896,395	697,034	2,449,749	614,043	<b>▲</b> 200,402	1,803,458	597,111	795,129	12,503,068
	給与	4,662	348,700	360,550	343,175	377,790	392,547	366,543	413,287	401,057	391,212	351,357	853,815	4,604,695
	法定福利費	0	0	46,259	0	0	0	23,665	0	0	18,060	0	<b>▲</b> 5,871	82,113
	福利厚生費	0	0	0	0	0	0	3,070	1,500	0	0	0	0	4,570
	仕入	1,199	74,889	20,677	102,945	44,517	60,116	52,763	110,138	86,862	55,017	19,643	189,521	818,287
	租税公課	13,000	13,000	67,000	13,200	13,000	3,200	2,500	12,578	10,108	5,500	2,500	<b>▲</b> 500	155,086
	水道光熱費	147,931	211,482	133,343	149,466	235,677	251,308	129,688	202,383	141,837	217,815	139,010	367,598	2,327,538
	通信費	202	4,448	3,597	3,635	4,073	4,367	5,107	3,985	27,972	4,089	4,147	7,428	73,050
支	広告宣伝費	0	0	0	0	0	0	0	21,600	0	13,500	0	563,976	599,076
出項	接待交際費	0	0	0	0	410	0	0	0	0	0	0	0	410
目	損害保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,000	0	5,000
	修繕費	0	0	0	0	58,752	0	0	0	0	0	0	71,280	130,032
	消耗品費	5,101	18,099	25,219	17,865	44,223	140,103	106,825	55,135	38,670	40,875	92,572	374,332	959,019
	外注費	0	0	78,300	0	31,752	0	330,210	184,680	10,152	0	43,200	193,050	871,344
	支払利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	240,000	240,000
	支払手数料	2,430	1,512	3,132	2,214	1,674	3,186	3,186	3,132	2,808	4,758	7,320	135,737	171,089
	燃料費	0	0	208,742	77,760	73,354	74,520		219,378	111,780	69,252	116,467	372,719	1,323,972
L	雑費	14,660	5,832	12,382	5,832	12,382	5,832	12,382	37,572	12,382	5,832	12,382	3,000	140,470
	支出合計(B)	189,185	677,962	959,201	716,092	897,604	935,179	1,035,939	1,265,368	843,628	825,910	793,598	3,366,085	12,505,751
J	収支合計(A-B)	2,299,482	41,981	<b>▲</b> 11,434	<b>▲</b> 18,633	<b>▲</b> 1,209	<b>▲</b> 238,145	1,413,810	<b>▲</b> 651,325	<b>▲</b> 1,044,030	977,548	<b>▲</b> 196,487	<b>▲</b> 2,570,956	<b>▲</b> 2,683

<sup>※1</sup> 定期券、回数券、湯めぐりチケット含む ※2 条例及び規則に基づく減免

## 平成29年度 浜田市旭温泉あさひ荘 利用人数及び決算状況 【市直営】

[別紙2]

	科目名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月(※2)	合計
	日帰り入浴	1,571	2,084	1,407	1,766	2,281	1,486	1,632	1,510	1,653	2,081	1,604	401	19,476
	科目名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
収	入浴料(※1)	579,200	760,300	529,200	644,400	824,200	568,400	604,200	566,300	614,300	759,200	593,700	139,900	7,183,300
入	入浴割引(※2)	<b>▲</b> 70,600	<b>▲</b> 79,050	<b>▲</b> 74,050	<b>▲</b> 70,300	<b>▲</b> 80,550	<b>▲</b> 65,900	<b>▲</b> 70,050	<b>▲</b> 76,250	<b>▲</b> 71,200	<b>▲</b> 89,800	<b>▲</b> 77,050	<b>▲</b> 21,400	<b>▲</b> 846,200
項目	販売収入	8,900	25,700	12,100	16,400	25,850	9,900	10,950	8,400	11,950	16,650	10,950	1,050	158,800
Р	休憩室利用料	0	0	1,900	5,200	1,900	1,900	3,800	5,800	0	0	5,700	0	26,200
	収入合計(A)	517,500	706,950	469,150	595,700	771,400	514,300	548,900	504,250	555,050	686,050	533,300	119,550	6,522,100
	人件費	552,320	568,581	519,480	533,600	556,049	522,089	567,044	514,853	535,083	498,220	622,123	480,175	6,469,617
	共済費	52,380	52,380	52,380	52,380	52,380	58,597	58,597	58,597	58,597	58,597	58,597	58,500	671,982
	旅費	805	644	644	644	966	644	644	805	805	805	644	805	8,855
	消耗品費	104,463	81,906	60,890	47,070	99,223	91,780	46,737	50,913	39,883	52,375	21,634	100,726	797,600
	印刷製本費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	99,954	99,954
	修繕料	0	22,680	0	0	9,374	394,200	0	0	0	0	0	571,320	997,574
支	燃料費	153,123	132,283	81,000	71,280	128,066	97,200	106,272	187,748	106,920	226,411	158,242	89,467	1,538,012
出項	光熱水費	98,858	139,092	194,905	151,476	220,625	164,810	188,427	151,777	194,596	164,447	218,219	121,668	2,008,900
目	通信運搬費	3,893	3,989	4,961	5,903	6,090	30,082	6,003	5,519	6,224	4,818	5,598	27,965	111,045
	手数料	0	0	10,152	19,440	0	101,250	0	0	10,152	0	0	0	140,994
	委託料	0	410,400	207,900	21,600	0	330,750	0	0	78,300	21,600	0	0	1,070,550
	借上料	334,224	0	0	0	51,840	0	0	0	0	0	0	0	386,064
	テレビ等視聴料	36,361	0	0	0	0	12,312	0	0	0	0	0	12,312	60,985
	使用料	101,675	31,015	65,932	21,781	73,129	19,317	58,585	27,221	61,651	19,893	61,028	21,145	562,372
	備品購入費	0	0	0	0	0	0	43,200	0	0	0	0	0	43,200
	支出合計(B)	1,438,102	1,442,970	1,198,244	925,174	1,197,742	1,823,031	1,075,509	997,433	1,092,211	1,047,166	1,146,085	1,584,037	14,967,704
J	収支合計(A-B)	<b>▲</b> 920,602	<b>▲</b> 736,020	<b>▲</b> 729,094	<b>▲</b> 329,474	<b>▲</b> 426,342	<b>▲</b> 1,308,731	<b>▲</b> 526,609	<b>▲</b> 493,183	<b>▲</b> 537,161	▲ 361,116	<b>▲</b> 612,785	<b>▲</b> 1,464,487	▲ 8,445,604

<sup>※1</sup> 定期券、回数券、湯めぐりチケット含む※2 条例及び規則に基づく減免※3 休館(3月9日~31日)

浜田市旭温泉あさひ荘 備品リスト 〔別紙3〕

No.	品 名	メーカー	規格種類	納入者	数量	配置場所	備考
1	レジスター	テック	MA-660-10	共立商事(株)	1	旭温泉あさひ荘	
2	AED	(株)フィリップスエレクトロニクスジャパン	M5072A	ALSOK山陰㈱浜田支店	1	旭温泉あさひ荘	
3	ガスコンロ	パロマ	PA-S18H	(株)グリーンガス	1	旭温泉あさひ荘	
4	石油ファンヒーター	ダイニチ工業(株)	FW-566L	(株)ジュンテンド一浜田店	1	旭温泉あさひ荘	
5	ドレーカーテン			いわみ中央農業協同組合	7	あさひ荘休憩棟	
6	乾燥機	日立	DE-N45FX-W	共立商事(株)	1	あさひ荘機械室	
7	乾燥機スタンド	日立	乾燥機のびのびスタンド	共立商事(株)	1	あさひ荘機械室	
8	液晶テレビ(和室)	シャープ	LC-32H11	共立商事(株)	1	あさひ荘休憩棟	
9	液晶テレビ(通路)	シャープ	LC-40H11	共立商事(株)	1	あさひ荘休憩棟	
10	デスクトップパソコン	NEC	PC-MJ32MLZ2JASH 17型ディスプレイ	共立商事(株)	1	あさひ荘事務室	
11	A3カラープリンター	ブラザー	MFC-J6970CDW	共立商事(株)	1	あさひ荘事務室	
12	レシートプリンター	エプソン	TMT885770	共立商事(株)	1	あさひ荘事務室	
13	カスタマディスプレイ	エプソン	DM-D110SU	共立商事(株)	1	あさひ荘事務室	
14	手動ドロアー	ビジコム	BC-415HP-W	共立商事(株)	1	あさひ荘事務室	
15	電話複合機	ブラザー		丸久建設	1	あさひ荘事務室	
16	液晶テレビ(ロビー)	シャープ		川村工務所外	1	あさひ荘ロビー	
17	液晶テレビ(板の間休憩室)	ハイセンス		川村工務所外	1	あさひ荘休憩棟	
18	ルームエアコン	パナソニック	GS-254CF	シンセイ技研㈱浜田営業所	1	あさひ荘休憩棟8畳休憩室	
19	応接ソファ			共立商事(株)	1	旭温泉あさひ荘	
20	電子レジスター			共立商事(株)	1	旭温泉あさひ荘	
21	ABC粉末消火器 10型	YAMATO	YP-10ET	出雲防災設備(有)	1	旭温泉あさひ荘	
22	ABC粉末消火器 10型	ヤマトプロテック(株)	YP-10ET	出雲防災設備(有)	1	旭温泉あさひ荘	
23	ABC粉末消火器 10型	ヤマトプロテック(株)	YP-10ET	出雲防災設備(有)	1	旭温泉あさひ荘	
24	傘立て(ステンレス)			共立商事(株)	1	旭温泉あさひ荘	
25	パッケージエアコン	三菱電機	PKZ-ERP80SKH	シンセイ技研(株)浜田営業所	1	旭温泉あさひ荘休憩棟	
26	洗濯機	パナソニック	NA-F60B10	共立商事(株)	1	旭温泉あさひ荘	
27	バーコードリーダー			共立商事(株)	1	あさひ荘事務室	
28	ETC利用履歴発行卓上プリンター	デンソーウェブ	EP-D13		1		観光交流課より貸し出し (番号:16-01-0224-3)

## 浜田市旭温泉あさひ荘 修繕及び工事実施状況

(浜田市実施分)

(浜田巾夷肔分		
年度	件名	支出額
	網戸修繕代金	36,180
	機械室水位計配管変更	11,880
平成26年度	浴槽修繕	82,080
十成20十度	レジオネラ菌検出に伴うタンク・配管清掃及び修繕	721,440
	レジオネラ菌検出に伴う配管・浴槽・洗い場洗浄委託	410,400
	ワックス掛け業務委託	43,200
平成27年度	チップボイラー再稼動運転準備作業委託	540,000
	看板灯ランプ取替	12,960
	電動弁分解調整	9,720
	チップボイラー燃料供給装置異常タイマー追加修繕	135,000
	重油ボイラー循環ポンプ修繕	259,200
   平成29年度	脱衣所ロッカー修繕	9,374
十成29十段	チップボイラー燃料排出装置チェーン修繕	199,800
	チップボイラー漏水修繕	64,800
	チップボイラーファンモーター修繕	27,000
	浴場壁塗装修繕	79,920
	浴場壁修繕	199,800

(指定管理者実施分)

年度	件名	支出額
	インターネット回線工事	5,400
	トイレ出入口ドア修繕	5,000
	金庫修繕	20,520
平成26年度	水位管断線修繕	3,780
十成20十度	駐輪場柱修繕	30,780
	アイスクリームショーケース修繕	10,260
	別館休憩室鍵取付	25,920
	脱衣所のれん・カーテン取付、別館休憩所畳敷設	225,084
	ソファーセット座面修正	16,740
平成27年度	脱衣所浸水対策工事	3,240
十成41十段	玄関サイン照明設置工事	54,648
	別館休憩所引戸設置工事	57,240
亚战20年度	レシートプリンタ修繕	58,752
平成28年度	浴場換気扇修繕	71,280

# 浜田市旭温泉あさひ荘 委託及び賃貸借契約一覧

## 【委託業務】

年 度	件 名
	重油ボイラー保守点検清掃業務
亚比20年度	チップボイラー保守点検清掃業務
平成29年度	配管洗浄業務
	消防設備保守点検業務

## 【賃貸借】

年 度	件 名
亚战20年度	電磁気装置(アリオレス)賃貸借契約
平成29年度	自動対外式除細動器(AED)賃貸借契約

# 温泉分析書

1. 申請者

住所:浜田市殿町1番地

氏名:浜田市長 宇津徹男

2. 湧出地

浜田市旭町木田1072番地2

(旭温泉)

#### 3. 湧出地における調査及び試験成績

(イ) 泉温: 34.8℃

気温: 7.5℃

(ロ) 湧出量: 400 Q/min (動力)

(ハ) 知覚的試験: 無色 透明 無味 微土臭

(二) pH値: 8.5

(ホ) ラドン含有量: 10.8×10<sup>-10</sup> Ci/kg

( 2.96 M·E/kg )

(个) 調查年月日: 平成24年1月17日

#### 4. 調査者

(財) 島根県環境保健公社 環境調査課 田中 秀典 博士(理学) · 渡部 卓也

#### 5. 試験室における試験成績

(イ) 密度:

0.9983 g/cm<sup>3</sup>

(口) pH值:

8.8

(ハ) EC値:

190 μS/cm

(二) 蒸発残留物:0.14 g/kg (110℃)

(ホ) 知覚的試験:無色 透明 無味 微土臭

(採水後24時間)

#### 6. 試料1kg中の成分:分量及び組成

(イ) 陽イオン

成 分	ミリグラム (mg)	ミリバル (mval)	ミリバル% (mval%)
ナトリウムイオン (Na <sup>+</sup> )	31.7	1.38	72.63
カリウムイオン(K <sup>+</sup> )	0.2	0.01	0.53
マク゛ネシウムイオン(Mg <sup>2+</sup> )	0.2	0.02	1.05
カルシウムイオン(Ca <sup>2+</sup> )	9.5	0.47	24.74
ストロンチウムイオン (Sr <sup>2+</sup> )	0.1	0.00	0.00
アルミニウムイオン (A1 <sup>3+</sup> )	0.2	0.02	1.05
鉄イオン(Fe²++Fe³+)	0.1	0.00	0.00
陽イオン計	42.0	1.90	100.00

(ロ) 陰イオン

(一) 五一コン			
成 分	ミリグラム (mg)	ミリバル (mval)	ミリバル% (mval%)
フッ化物イオン(F¯)	0.1	0.01	0.52
塩化物イオン(C1 <sup>-</sup> )	10.4	0.29	14.95
硫酸イオン(SO <sub>4</sub> <sup>2-</sup> )	8.0	0.17	8.76
炭酸水素イオン(HCO3¯)	82.7	1.36	70.10
炭酸イオン(CO <sub>3</sub> <sup>2-</sup> )	3. 2	0.11	5.67
陰イオン計	104.4	1.94	100.00

## (ハ) 遊離成分

非解離成分

成 分	ミリグラム (ng)	ミリモル (mmol)
メタ亜ヒ酸(HA <sub>S</sub> O <sub>2</sub> )	0.0	0.00
メタケイ酸 (H2SiO3)	33.0	0.42
メタホウ酸(HBO <sub>2</sub> )	0.0	0.00
非解離成分計	33.0	0.42

溶存物質総計 (ガマセのものを除く)

 $0.18 \, g/kg$ 

#### 溶存ガス成分

成 分	ミリグラム (mg)	ミリモル (mmol)
遊離二酸化炭素(CO2)	0.0	0.00
遊離硫化水素(H2S)	0.0	0.00
溶存ガス成分計	0.0	0.00

成分総計 (イナロナハ)

 $0.18 \, \text{g/kg}$ 

#### (一) その他の微量成分

リチウムイオン (Li <sup>+</sup> )	0.02mg	
ハ゛リウムイオン (Ba <sup>2+</sup> )	検出せず<0.01mg	
マンカ゛ンイオン (Mn <sup>2+</sup> )	検出せず<0.03mg	
銅イオン(Cu <sup>2+</sup> )	検出せず<0.005mg	
亜鉛イオン(Zn <sup>2+</sup> )	検出せず<0.003mg	
カト゛ミウムイオン (Cd <sup>2+</sup> )	検出せず<0.001mg	
金合イオン (Pb <sup>2+</sup> )	検出せず<0.005mg	
総水銀(Hgとして)	検出せず<0.0005mg	
総砒素(Asとして)	検出せず<0.005mg	
臭化物イオン(Br¯)	0.06mg	
沃化物イオン (I <sup>-</sup> )	検出せず<0.05mg	
チォ硫酸イオン(S₂O₃²⁻)	検出せず<0.01mg	

分析終了年月日: 平成24年1月24日

#### 7. 泉質

アルカリ性単純温泉 (低張性アルカリ性温泉)

#### 8. 試験者

(財) 島根県環境保健公社 環境化学課 環境計量士 石原 正彦·三島 洋平

9. 試験法:鉱泉分析試験法による

平成24年1月25日

温泉登録分析機関 登録番号 島根県第2号 財団法人 島根県環境保健公社 | 巨根厚理事長 佐藤 充男 (名)

〒690-0012 島根県松江市古志原一丁目4番6号 木 注 〇 TEL 0852-24-0207 里事長日